

## 賛助会員入会手続に関する運用内規

制 定：2015年 11月 23日  
最近改正：2018年 4月 22日

第 1 条 この運用内規は、定款第5条、細則第6条、及び会員及び顧問に関する規程第11条、第12条に基づき、これを定める。

第 2 条 賛助会員として入会を希望する場合は、所定の賛助会員入会申込書に以下の必要事項を記入して、一般社団法人日本心理臨床学会(以下「本会」という。)の事務局宛に郵送し、理事会での承認を得なければならない。

法人・団体（所属構成員 5 名以上、または設立後 10 年以上の活動実績を有する）申込の場合

- 1) 法人(会社)・団体名
- 2) 代表者名・役職名
- 3) 所在地
- 4) 代表電話・FAX 番号・e-mail アドレス
- 5) 申込口数、支払条件
- 6) 連絡担当者名・部署・職名、電話・FAX 番号・e-mail アドレス
- 7) 大会参加用の個人名登録・役職名（最大 3 人まで）

\* 添付資料：設立年月日・主な事業(活動) 概要・所属構成員数が記載されている資料（パンフレットの資料も可）

個人申込の場合

- 1) 個人名
- 2) 送付先
- 3) 電話・FAX 番号・e-mail アドレス
- 4) 申込口数、支払条件

\* 添付資料：1. 賛助会員入会の趣意書（目的・理由を 400 字以内にまとめたもの）と、2. ご自身の主な実践（研究）活動等の概要資料（パンフレット等の資料も可）

2 入会の審査は、前項申込書及び添付資料の内容等を、本会の趣旨(目的、事業等) に沿って年 1 回（10～11 月または 3 月）に行い、次年度 4 月よりの新規入会の可否を決定し、申込者に連絡する。なお、審査結果に関わらず既提出の申込書及び関係添付書類等は返還しないものとする。

3 既提出の登録事項に変更が生じた場合は、書面によりその変更をすみやかに届出なければならない。

第 3 条 賛助会員は、本会正会員と同様に定款、諸規程および倫理規定・綱領・基準の遵守を入会申込時に誓約するものとする。

第 4 条 賛助会費は、1口年額50,000円を当該年度の4月末日までに納入することとし、年度途中からの入会及び、年度途中で退会はできないものとする。

第 5 条 賛助会員は、学会誌、広報誌、大会プログラムの発行毎に各1部の配布を受ける。また、賛助会員は、年次大会に参加することができる。ただし、シンポジウムや講演等のみを対象とし、研究発表（口頭発表・ポスター発表）やワークショップ等への参加は認められない。また、法人・団体の場合は、事前に申請した3名を上限とする。

第 6 条 賛助会員は、学会誌、広報誌、及び学会ホームページにその一覧を掲載する。法人・団体の場合は希望により学会ホームページより、当該賛助会員のホームページへリンクできるものとする。

第 7 条 本運用内規の改廃は、業務執行理事会の議決を経て理事長が行う。

附 則

1 この運用内規は 2015 年 11 月 23 日より発効する。

附 則

1 この運用内規は 2016 年 3 月 27 日より発効する。

附 則

1 この運用内規は 2018 年 4 月 22 日より発効する。